

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ

令和3年3月から(予定) マイナンバーカードが



健康保険証として利用できるようになります!



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!

※顔写真は機器に保存されません。

どないいいことがあるの?

- ・事前に申請をしなくても医療費の支払いが限度額までになります。
- ・医療費や薬剤、特定健診の情報がマイナポータルで確認できます。
- ・マイナポータルの自動入力機能で確定申告の医療費控除が簡単になります。

※保険証が使えなくなるわけではありません。

※医療機関によって開始時期が異なります。

※保険が変わるとき（転出入や就職退職など）のお手続きは、これまで通り必要です。



健康保険証
利用の申込

【申込時に必要なもの】

- ① 申込者本人のマイナンバーカード+マイナンバーカード作成時に設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- ③ 「マイナポータル AP」のインストール

「マイナポータル」へアクセスして健康保険証の利用を申し込んでください。



お問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178



音声ガイダンスに従って「4 → 2」の順に進んでください。

受付時間（年末年始を除く）／平日午前9時30分～午後6時30分

市役所窓口でも利用申込のサポートをしています

マイナンバーカードをご持参のうえ、市役所1階 保険年金課までお越しください。

■ お問い合わせ 保険年金課 ☎0297(21)2187

○ 坂東市役所 代表 ☎0297(35)2121/0280(88)0111